

平成25年度関東女子倶楽部対抗静岡会場予選 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 9倶楽部 ・ 54名)

期日：6月4日(火)

場所：裾野カンツリー倶楽部

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	山口 加津子	裾野	實方 久美子	富士	鳥居 明子	ギャツビー		
2	8:09	平林 春芳	富士御殿場	平野 範子	浜松シーサイド	久保 たま代	富士宮	上野 美恵子	裾野
3	8:18	細野 ハツ季	沼津	中村 民子	富士箱根	松原 元美	富士	渡辺 雅代	浜松シーサイド
4	8:27	徳留 康子	東名	三橋 京子	浜松シーサイド	須田 由美	ギャツビー	中澤 寛子	沼津
5	8:36	角田 留美	沼津	新井 昌子	富士箱根	川谷 美子	ギャツビー	大村 渡支子	富士宮
6	8:45	森 美佳子	富士	森 澄子	富士御殿場	池田 純子	東名	福田 恵	浜松シーサイド
7	8:54	堂嶋 智子	富士御殿場	星 玲子	富士	水谷 博子	富士宮	高山 久美子	ギャツビー

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
8	8:00	林 ツヤ子	富士箱根	正木 智枝	東名	尾崎 静江	沼津		
9	8:09	松尾 律子	ギャツビー	楠本 和子	東名	飯泉 あさ江	富士御殿場	鎌田 清美	富士宮
10	8:18	澤上 敬子	裾野	佐藤 さゆり	富士箱根	高瀬 樹菜	富士御殿場	石井 京子	富士
11	8:27	入野 己弥代	富士宮	塚本 晶子	裾野	新村 由紀	東名	山上 和子	富士御殿場
12	8:36	杉本 礼子	富士	大高 尚美	浜松シーサイド	岩永 百合子	裾野	浅野 みゆき	沼津
13	8:45	高橋 優子	富士箱根	金森 和子	富士宮	持田 裕子	ギャツビー	雨宮 良子	裾野
14	8:54	曾布川 芳子	浜松シーサイド	武村 亜希子	富士箱根	松岡 恵美子	東名	小川 仁子	沼津

競技委員長 黒野 美奈

平成 25 年度 関東女子倶楽部対抗静岡会場予選

開催日 : 6月4日(火)

開催コース : 裾野カンツリー倶楽部

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

6. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常プレーの中断 :
険悪な気象状況による即時中断 :
プレーの再開 :
} 本部より競技委員がカート無線を通じてプレーヤーに連絡する。

7. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

- アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 修理地(規則 25-1)
修理地はプレー禁止の修理地とし、青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
- ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 動かさない障害物(規則 24-2)
 - 排水溝
 - 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
 - 黄杭および赤白の杭(本競技には適用しない)
- 電磁誘導カート用の 2 本のレール
2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球(またはスタンス)がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
- コースと不可分の部分
樹木に巻きついたり、密着させてあるもの

注意事項

- パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 コイン(180 球)を限度とする。

競技委員長 黒野美奈

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	332	466	337	132	327	341	336	153	502	2926
Par	4	5	4	3	4	4	4	3	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
482	299	132	387	301	330	343	149	450	2873	5799
5	4	3	4	4	4	4	3	5	36	72